

第15回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会

日時：平成15年11月12日(水)

午前10時から

場所：大宮町 丹後地域職業訓練センター講堂

次 第

1 開会宣言

2 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第 1 号 廃置分合の決定について
- ・報告第 2 号 京丹後市準備局の設置について
- ・報告第 3 号 平成 1 5 年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算(第 1 号)について
- ・報告第 4 号 合併準備の状況について

(2) 協議事項

- ・協議第 1 号 京丹後市「市章」の選定について

(3) その他

3 閉 会

報告第 1 号

廃置分合に係る経過について

上記のことについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日報告

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

別 紙

廃置分合に係る経過について

合併協定調印式

- ・平成15年8月11日(月)午前10時から
<場 所 アミティ丹後 多目的ホール>

廃置分合申請議案の6町議会の議決

- ・平成15年9月18日(木)

廃置分合申請書を京都府知事へ提出

廃置分合に伴う市制移行に係る協議書の提出(京都府知事 総務大臣)

- ・平成15年9月19日(金)

廃置分合に伴う市制移行に係る協議書の回答(総務大臣 京都府知事)

<総務大臣 - 異議なし>

- ・平成15年9月30日(火)

廃置分合についての京都府議会の議決

- ・平成15年10月10日(金)

京都府知事による廃置分合の決定

廃置分合の届出(京都府知事 総務大臣)

- ・平成15年10月14日(火)

廃置分合についての官報告示

- ・平成15年11月4日(火)

官報告示の内容

総務省告示第六百六十九号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条の第一項の規定により、京都府中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町及び熊野郡久美浜町を廃し、その区域をもつて京丹後市を設置する旨、京都府知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年十一月四日

総務大臣 麻生 太郎

報告第 2 号

京丹後市準備局の設置について

上記のことについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日報告

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

京丹後市準備局設置規程

(設置)

第1条 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町(以下、「6町」という。)は、地方自治法第7条第1項の規定により、平成16年4月1日から廃置分合により京丹後市に移行することに伴い、業務の円滑な移行と新市発足に向けての準備事務に万全を尽くすため、6町の協議により、「京丹後市準備局」(以下「準備局」という。)を設置する。

(準備局の事務所)

第2条 準備局の事務所は、次のとおりとする。

京都府中郡峰山町字堺29番地

(所掌事務)

第3条 準備局は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約第20条の規定に基づき、京丹後市移行に係るあらゆる準備事務を所掌する。

(組織及び分掌事務)

第4条 準備局は、前条に定める事務を処理するため、6町の職員で構成し、人事班、予算編成班、法令班、庁舎整備班及び調整班(以下「班」という)を置く。

2 準備局に、次の専門部会を設置する。

総務部会、企画財政部会、税務部会、議会部会、住民部会、保健福祉部会、病院診療所部会、教育部会、建設部会、上下水道部会、農林水産部会、商工観光部会

3 班の分掌事務は、別表のとおりとする。

4 専門部会の分掌事務は、準備局長の指示を受け、それぞれの所管する業務について、専門的に協議又は調整するものとする。

(職員等)

第5条 準備局に局長、次長、班長その他必要な職員を置く。

2 職員は、6町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(職員の職務)

第6条 局長は、6町の長の命を受け、準備局の運営全般を統括する。

2 次長は、局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 局長の職務の補佐

(2) 局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 分掌する事務の統括管理

(2) 所属職員の指揮監督

(3) 次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第7条 局長は、次の事項について、6町の助役会を経て、6町の町長会に提案し、決裁を得るものとする。

(1) 準備局の運営に関する基本方針の決定

(2) 合併準備に係る予算及び決算

(3) 合併準備に係る重要事項

(4) 規程及び要領等の制定改廃

(5) その他特に重要と判断する事項

2 準備局の運営に関しての一般的な事務については、6町の助役会に提案し、決裁を得るものとする。

(専決事項)

第8条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。

(1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

(2) 物品及び現金の出納に関すること。

(3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。

(4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第9条 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

2 局長及び次長がともに不在のときは、担当の班長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第10条 準備局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、準備局の所在する町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第 11 条 準備局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの職員が所属する団体の例によるものとする。ただし、勤務時間の割り振り並びに休憩時間及び休息時間については、準備局の所在する町の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を準用する。

(職員の給与等)

第 12 条 準備局の職員の給与等については、それぞれの所属する団体の負担とする。

2 準備局の職員の旅費については、準備局の所在する町の職員等の旅費に関する条例を準用し、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会から支給するものとする。

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、準備局の運営に関し必要な事項は、6 町が協議して別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 9 月 19 日から施行する。

別表第（第4条関係）

班	担 当	分 掌 事 務
人 事 班	総務・組織体制 人事・給与	合併準備に係る事務全般の調整に関する事 合併準備にかかる予算執行に関する事 新市の組織体制に関する事 新市の職員の配置に関する事 新市の職員の服務に関する事 新市の職員の給与等に関する事
予 算 編 成 班	財政	新市の予算に関する事 新市の主要施策、事業に関する事 新市の財政計画に関する事 新市における基金に関する事
法 令 班	文書法制	新市の条例・規則等に関する事 新市の文書管理に関する事 新市の情報公開条例に関する事 新市の個人情報保護条例に関する事 新市の財務規則に関する事 合併前の文書に関する事
庁 舎 整 備 班	管財	庁舎（本庁、支所、出先機関）に関する事 新市の物品等調度に関する事 施設銘版等に関する事 財産の引継等に関する事 合併式典に関する事
調 整 班	情報システム	新市の電算システムに関する事 情報システムに関する事
	事務事業移行調整	各種の移行準備に関する事 各種団体の調整の取りまとめに関する事

報告第3号

平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・
久美浜町合併協議会補正予算(第1号)について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の
平成15年度補正予算(第1号)の専決について次のとおり報告する。

平成15年11月12日報告

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

専決処分第1号

平成15年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算(第1号)

平成15年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年10月1日 専決

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会 長 濱 岡 六右衛門

平成15年度
峰山町・大宮町・網野町
丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会補正予算(第1号)

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		42,000	21,000	63,000
	1 負担金	42,000	21,000	63,000
4 繰越金		1	7,536	7,537
	1 繰越金	1	7,536	7,537
歳 入 合 計		48,002	28,536	76,538

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		26,479	26,332	52,811
	1 調査研究費	14,644	14,174	28,818
	2 広報啓発費	11,835	12,158	23,993
2 事務局費		21,172	2,321	23,493
	2 事務局費	14,343	2,321	16,664
3 予備費		351	117	234
	1 予備費	351	117	234
歳 出 合 計		48,002	28,536	76,538

歳入歳出補正予算(第1号)事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	42,000	21,000	63,000
4 繰越金	1	7,536	7,537
歳入合計	48,002	28,536	76,538

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 事業費	26,479	26,332	52,811	0	0	0	26,332
2 事務局費	21,172	2,321	23,493	0	0	0	2,321
3 予備費	351	117	234	0	0	0	117
歳出合計	48,002	28,536	76,538	0	0	0	28,536

2.歳入

(款) 2分担金及び負担金 (項) 1 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 各町負担金	42,000	21,000	63,000	1 普通負担金	21,000	準備局運営費負担金の増 1町3,500千円×6町
計	42,000	21,000	63,000			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	7,536	7,537	1 前年度繰越金	7,536	前年度繰越金確定による増
計	1	7,536	7,537			

3.歳出

(款) 1 事業費

(項) 1 調査研究費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 調査研究費	14,644	14,174	28,818	0	0	0	14,174	8 報償費	594	協力謝礼
								9 旅費	1,550	準備調査他
								11 需用費	9,550	新市移行事務関連経費の増
								12 役務費	380	新市移行事務関連経費の増
								13 委託料	2,000	業務委託経費の増
								14 使用料及び賃借料	100	印刷機器使用料の増
計	14,644	14,174	28,818	0	0	0	14,174			

(款) 1 事業費

(項) 2 広報啓発費

1 広報啓発費	11,835	12,158	23,993	0	0	0	12,158	9 旅費	100	打合せ旅費
								11 需用費	3,942	新市移行啓発パンフの増
								12 役務費	116	配布経費
								13 委託料	8,000	啓発企画業務
計	11,835	12,158	23,993	0	0	0	12,158			

(款) 2 事務局費

(項) 2 事務費

- 6 -

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 事務費	14,343	2,321	16,664	0	0	0	2,321	11 需用費	1,162	事務所管理経費の増
								12 役務費	137	通信運搬費の増
								13 委託料	33	事務所管理経費の増
								14 使用料及び賃借料	831	事務所管理・機器等リース経費の増
								19 負担金補助及び交付金	158	臨時職員派遣経費の増
計	14,343	2,321	16,664	0	0	0	2,321			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	351	117	234	0	0	0	117			
計	351	117	234	0	0	0	117			

報告第4号

合併準備の状況について

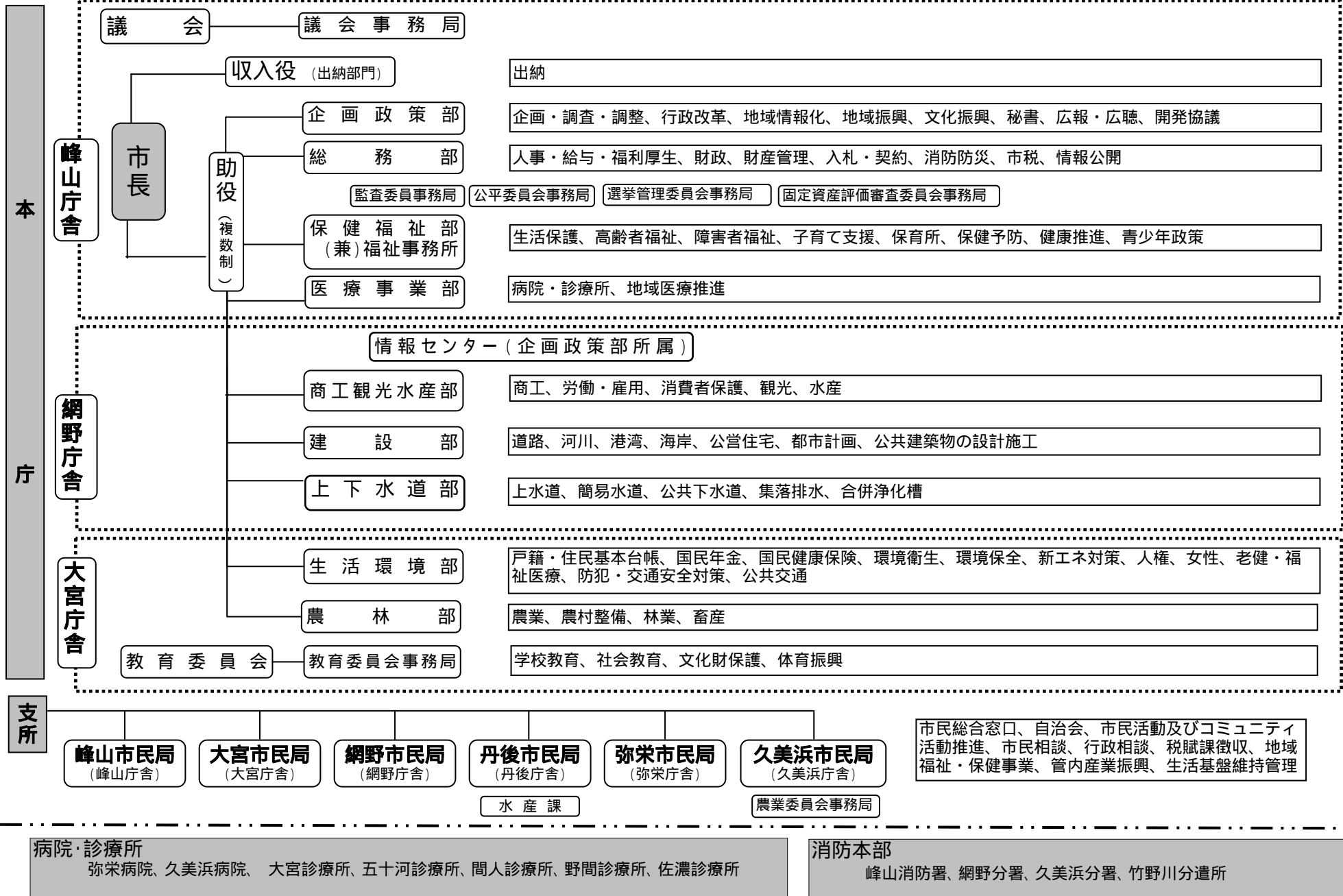
上記のことについて、別紙のとおり報告する。

平成15年11月12日報告

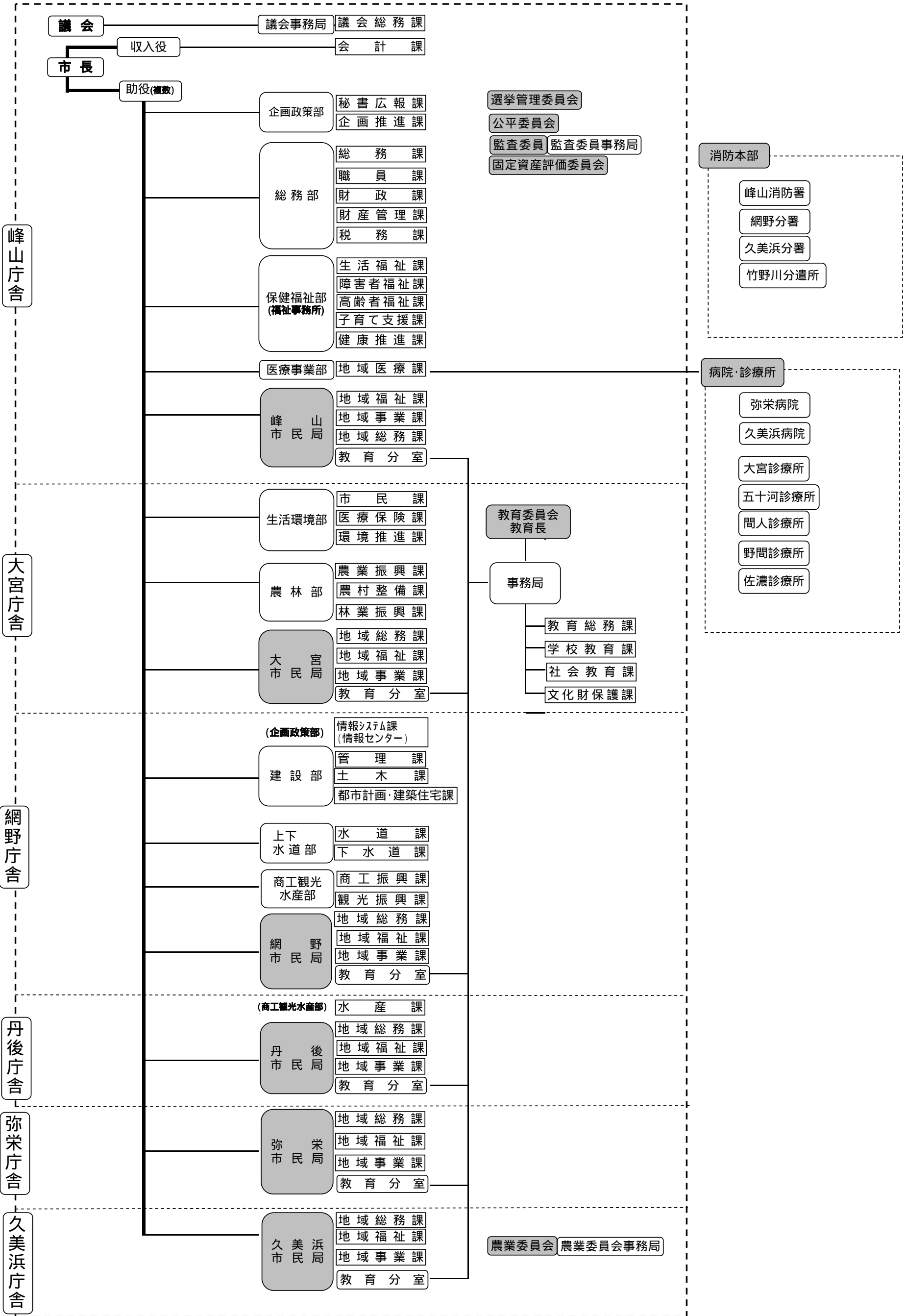
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

事務機構・組織 (概要図)

資料 1



新市組織・機構図



専決処分条例一 覧

今後、条例内容を精査していく中で、条例名の変更及び施行区分の変更に伴う条例件数の増減があり得る。

1 即時施行例規(専決処分)

専決処分として制定する理由(表中の理由欄に対応)

法律の規定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの
新市の組織及びその運営又は職員等の勤務条件(給与、勤務時間等)に関するもの
市民の権利・利益を保護し、又は権利を制限し若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
公の施設等の設置・管理に関するもの
6町のうち複数の町が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの

【条例】230件

No	専決処分する条例の名称	条例内容	理由
1	京丹後市役所の位置を定める条例	地方自治法の規定により、京丹後市役所の位置を京丹後市峰山町杉谷889番地に定める。	
2	京丹後市の休日を定める条例	地方自治法の規定により、市役所の休日を土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までと定める。	
3	京丹後市公告式条例	地方自治法の規定により条例の公布等を行う公告式については、京丹後市役所掲示場に掲示して行うことを定める。	
4	京丹後市議会議員定数条例	地方自治法の規定により、京丹後市議会議員の定数を30人と定める。	
5	京丹後市議会定例会条例	地方自治法の規定により、京丹後市議会の定例会の回数を年4回とし、3月、6月、9月及び12月に招集することを定める。	
6	京丹後市組織条例	地方自治法の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため部を設置し、各部の事務分掌について定める。	
7	京丹後市市民局等設置条例	地方自治法の規定に基づく支所として、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の6箇所に市民局を設置する。	
8	京丹後市移動通信用施設条例	移動通信用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
9	京丹後市情報公開条例	市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、市の保有する情報の公開について定める。	
10	京丹後市電子計算組織に係る個人情報保護条例	市民の基本的な人権を擁護するため、電子計算組織により処理する個人情報の保護及び事務の適正な運用について必要な事項を定める。	
11	京丹後市行政手続条例	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する共通事項を定める。	
12	京丹後市印鑑条例	印鑑の登録及び証明について必要な事項を定める。	

13	京丹後市認可地縁団体印鑑条例	地方自治法の規定に基づく市長の認可を受けた地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について必要な事項を定める。	
14	京丹後市定住促進住宅条例	若者の定住等を促進するため、定住促進住宅の設置及び管理について定める。	
15	京丹後市立ギャラリー条例	市立ギャラリーの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
16	京丹後市民ふれあいホール条例	市民ふれあいホールの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
17	京丹後市営駐車場条例	市営駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
18	京丹後市営自転車駐車場条例	市営自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
19	京丹後市宇川農業会館条例	宇川農業会館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
20	京丹後市生活改善センター等施設条例	生活改善センター等施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
21	京丹後市多目的集会施設条例	多目的集会施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
22	京丹後市集落センター条例	集落センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
23	京丹後市勤労者と子どものセンター条例	勤労者と子どものセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
24	京丹後市弥栄機業センター条例	弥栄機業センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
25	京丹後市山村体験交流センター条例	山村体験交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
26	京丹後市天女の里交流施設条例	天女の里交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
27	京丹後市間人漁港交流施設条例	間人漁港交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
28	京丹後市教育会館条例	教育会館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
29	京丹後市自然体験学習施設条例	自然体験学習施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	

30	京丹後市古代の里条例	古代の里の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
31	京丹後市社会体育施設条例	社会体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
32	京丹後市郷土資料館条例	郷土資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
33	京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例	琴引浜鳴き砂文化館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
34	京丹後市辺地集会施設条例	辺地集会施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
35	京丹後市コミュニティ施設条例	コミュニティ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
36	京丹後市弥栄コミュニティ会館条例	弥栄コミュニティ会館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
37	京丹後市久美浜公会堂条例	久美浜公会堂の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
38	京丹後市久美浜林業センター条例	久美浜林業センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
39	京丹後市久美浜福祉センター条例	久美浜福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
40	京丹後市久美浜健康センター条例	久美浜健康センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
41	京丹後市久美浜婦人センター条例	久美浜婦人センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
42	京丹後市久美浜果樹センター条例	久美浜果樹センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
43	京丹後市久美浜機業センター条例	久美浜機業センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
44	京丹後市久美浜農業センター条例	久美浜農業センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
45	京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例	久美浜ぎょそんセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
46	京丹後市交通安全指導員設置条例	交通の安全を保持し交通事故の防止を図るため、交通安全指導員の設置について必要な事項を定める。	

47	京丹後市防災会議条例	災害対策基本法の規定により、防災会議の所掌事務及び組織について定める。	
48	京丹後市災害対策本部条例	災害対策基本法の規定により、災害対策本部について関し必要な事項を定める。	
49	京丹後市災害派遣手当に関する条例	地方自治法、地方公務員法及び災害対策基本法の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給する災害派遣手当に関し必要な事項を定める。	
50	京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例	公職選挙法の規定により、市議会議員及び市長選挙における自動車の使用及びポスター作成の公費負担に関し必要な事項を定める。	
51	京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例	公職選挙法の規定により、市議会議員及び市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関し必要な事項を定める。	
52	京丹後市議会議員及び京丹後市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	公職選挙法の規定により、市議会議員及び市長選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定める。	
53	京丹後市監査委員条例	地方自治法の規定により、委員の定数、事務局の設置等京丹後市監査委員に関し必要な事項を定める。	
54	京丹後市公平委員会設置条例	地方公務員法の規定により、京丹後市公平委員会の設置について定める。	
55	京丹後市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例	地方公務員法の規定により、公平委員会の委員の服務宣誓に関し必要な事項を定める。	
56	京丹後市固定資産評価審査委員会条例	地方税法の規定により、固定資産評価審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定める。	
57	京丹後市職員定数条例	地方自治法の規定により、一般職の職員の定数を定める。	
58	京丹後市職員の任用に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の条件附任用期間の延長及び臨時的任用に関し必要な事項を定める。	
59	京丹後市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續き及び効果について必要な事項を定める。	
60	京丹後市職員の定年等に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定める。	
61	京丹後市職員の再任用に関する条例	地方公務員法並びに地方公務員等の一部を改正する法律の規定により、職員の再任用に関し必要な事項を定める。	
62	京丹後市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の懲戒（戒告、減給、停職、免職処分）の手續き及び効果について必要な事項を定める。	
63	京丹後市職員の服務の宣誓に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の服務宣誓について必要な事項を定める。	

64	京丹後市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の服務に専念する義務の特例について必要な事項を定める。	
65	京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	地方公務員法の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定める。	
66	京丹後市職員の育児休業等に関する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定める。	
67	京丹後市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	地方公務員災害補償法の規定により、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等について定める。	
68	京丹後市職員団体の登録に関する条例	地方公務員法の規定により、職員団体の登録に関し必要な事項を定める。	
69	京丹後市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	地方公務員法の規定により、職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行い、又は活動することができる場合を定める。	
70	京丹後市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	地方自治法の規定により、市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法について、必要な事項を定める。	
71	京丹後市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	地方自治法の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬の額及び支給方法について必要な事項を定める。	
72	京丹後市選挙長等の報酬及び費用弁償条例	地方自治法の規定により、選挙長、投票管理者等の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定める。	
73	京丹後市の公聴会参加人等の実費弁償条例	地方自治法等の規定により、出頭又は参加した者の費用弁償に関し必要な事項を定める。	
74	京丹後市長、助役及び収入役の給与に関する条例	地方自治法の規定により、市長、助役及び収入役の給与について必要な事項を定める。	
75	京丹後市教育委員会教育長の給与等に関する条例	教育公務員特例法の規定に基づき、教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件について定める。	
76	京丹後市職員の給与に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する事項について定める。	
77	京丹後市職員の特殊勤務手当に関する条例	地方自治法の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について必要な事項を定める。	
78	京丹後市職員の寒冷地手当に関する条例	地方自治法の規定に基づき、職員の寒冷地手当について必要な事項を定める。	
79	京丹後市職員の旅費に関する条例	地方自治法の規定に基づき、職員に対し支給する旅費に関しその基準を定める。	
80	京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	地方自治法の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定める。	

81	京丹後市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例	地方自治法の規定により、議会の議決に付すべき公の施設に関し、必要な事項を定める。	
82	京丹後市財政状況の作成及び公表に関する条例	地方自治法の規定により、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項を定める。	
83	京丹後市特別会計設置条例	地方自治法の規定により、特別会計の設置について定める。	
84	京丹後市財産区特別会計設置条例	地方自治法の規定により、財産区特別会計の設置について定める。	
85	京丹後市税条例	地方税法の規定により、京丹後市の市税を定める。	
86	半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例	半島振興法の規定により、製造の事業の用に供する設備を新設又は増設した場合の固定資産税の不均一課税について定める。	
87	過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例	過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域内において製造業、ソフトウェア業若しくは旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合の固定資産税の軽減について定める。	
88	農村地域工業等導入地区における京丹後市税条例の特例に関する条例	農村地域工業等導入促進法の規定により、指定工業等導入地区内において、工業等の用に供する設備を新設又は増設した場合の固定資産税の軽減について定める。	
89	国際観光ホテル整備法に基づく京丹後市税条例の特例に関する条例	国際観光ホテル整備法の規定により、登録ホテル業又は登録旅館業の用に供する家屋の固定資産税の軽減について定める。	
90	京丹後市国民健康保険税条例	地方税法の規定により、国民健康保険税について定める。	
91	京丹後市税等の集合徴収に関する条例	地方税法等の法律又は条例に定める市税等の集合徴収に関し必要な事項を定める。	
92	国鉄再建法に関する京丹後市税条例の特例に関する条例	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の規定により譲渡を受けて地方鉄道業を営んでいる者の固定資産税の軽減について定める。	
93	京丹後市手数料条例	地方自治法の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料について定める。	
94	京丹後市税外収入金、滞納金督促条例	地方自治法の規定により、分担金、使用料、手数料及び過料その他市の歳入に係る延滞金の徴収について定める。	
95	京丹後市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	地方自治法の規定により、財産の交換、譲与、無償貸付等を行うときの条件について定める。	
96	京丹後市財政調整基金条例	地方自治法の規定により、財政調整基金の設置について定める。	
97	京丹後市減債基金条例	地方自治法の規定により、減債基金の設置について定める。	

98	京丹後市地域づくり基金条例	地方自治法の規定により、地域づくり基金の設置について定める。	
99	京丹後市奨学基金条例	地方自治法の規定により、奨学社基金の設置について定める。	
100	京丹後市地域福祉基金条例	地方自治法の規定により、地域福祉基金の設置について定める。	
101	京丹後市老人保健施設運営管理基金条例	地方自治法の規定により、老人保健施設運営管理基金の設置について定める。	
102	京丹後市国民健康保険準備基金条例	地方自治法の規定により、国民健康保険準備基金の設置について定める。	
103	京丹後市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例	地方自治法の規定により、国民健康保険高額療養費等貸付基金の設置について定める。	
104	京丹後市介護給付費準備基金条例	地方自治法の規定により、介護保険給付費準備基金の設置について定める。	
105	京丹後市災害対策基金条例	地方自治法の規定により、災害対策基金の設置について定める。	
106	京丹後市地域環境保全基金条例	地方自治法の規定により、地域環境保全基金の設置について定める。	
107	京丹後市集落排水事業減債基金条例	地方自治法の規定により、集落排水事業減債基金の設置について定める。	
108	京丹後市土地開発基金条例	地方自治法の規定により、土地開発基金の設置について定める。	
109	京丹後市簡易水道基金条例	地方自治法の規定により、簡易水道基金の設置について定める。	
110	京丹後市公共下水道事業財政調整基金条例	地方自治法の規定により、公共下水道事業財政調整基金の設置について定める。	
111	京丹後市公共下水道事業減債基金条例	地方自治法の規定により、公共下水道事業減債基金の設置について定める。	
112	京丹後市立学校条例	学校教育法の規定により、市立学校の設置について定める。	
113	京丹後市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律により、市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法等に関し必要な事項を定める。	
114	京丹後市立学校給食センター条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、児童及び生徒の給食に関する業務を共同処理するため、学校給食センターの設置について定める。	

115	京丹後市奨学金条例	学校教育法に定める学校への修学を奨励するため、奨学金の給付について必要な事項を定める。	
116	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例	市立学校の体育施設等を学校教育に支障のない範囲において、社会体育活動等のために利用することに関し、必要な事項を定める。	
117	京丹後市立幼稚園条例	学校教育法の規定により、市立幼稚園を設置について定める。	
118	京丹後市社会教育委員条例	社会教育法の規定により、社会教育委員の設置、定数、任期等必要な事項について定める。	
119	京丹後市公民館条例	社会教育法の規定により、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
120	京丹後市立図書館条例	図書館法の規定により、図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
121	京丹後市スポーツ振興審議会条例	スポーツ振興法の規定により、スポーツ振興審議会を設置し、スポーツの振興に関する事項について調査審議する。	
122	京丹後市文化財保護条例	文化財保護法の規定により、市にある文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定める。	
123	京丹後市福祉事務所設置条例	社会福祉法の規定により、京丹後市福祉事務所の設置について定める。	
124	京丹後市総合福祉センター条例	総合福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
125	京丹後市健康福祉センター条例	健康福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
126	京丹後市社会福祉法人の助成に関する条例	社会福祉法の規定により、社会福祉法人の助成に関し必要な事項を定める。	
127	京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に準拠し、災害弔慰金等の支給等について定める。	
128	京丹後市立保育所条例	地方自治法及び児童福祉法の規定により、保育所の設置並びに乳児及び幼児の保育について定める。	
129	京丹後市立保育所保育の実施に関する条例	児童福祉法の規定により、保育の実施に関し必要な事項を定める。	
130	京丹後市乳幼児医療費の支給に関する条例	乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児に対する医療費の助成について定める。	
131	京丹後市在宅介護支援センター条例	在宅介護支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	

132	京丹後市指定居宅介護支援事業所条例	介護保険法の規定により、指定居宅介護支援事業所の設置に関し必要な事項を定める。	
133	京丹後市デイサービスセンター条例	デイサービスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
134	京丹後市訪問看護ステーション条例	訪問看護ステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
135	京丹後市老人保健施設ふくじゅ条例	老人保健施設ふくじゅの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
136	京丹後市丹後老人福祉センター条例	丹後老人福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
137	京丹後市久美浜老人福祉センター条例	久美浜老人福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
138	京丹後市高齢者いきいき創造センター条例	高齢者いきいき創造センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
139	京丹後市いさなご工房条例	いさなご工房の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
140	京丹後市高齢者すこやかセンター条例	高齢者すこやかセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
141	京丹後市老人いこいの家条例	老人いこいの家の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
142	京丹後市生きがい交流センター条例	生きがい交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
143	京丹後市老人医療費の支給に関する条例	一定の要件に該当する65歳以上70歳未満の者に支給する老人医療費について定める。	
144	京丹後市共同作業所条例	共同作業所の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
145	京丹後市ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例	地方自治法の規定により、ホームヘルパーの派遣手数料の徴収について必要な事項を定める。	
146	京丹後市重度心身障害者及び母子・父子家庭の医療費の支給に関する条例	重度心身障害者及び母子・父子家庭に対し支給する医療費について定める。	
147	京丹後市在宅障害者介護支援金支給条例	在宅の障害者を介護している者に対し、支給する在宅障害者介護支援金について定める。	
148	京丹後市介護保険条例	介護保険法の規定により、京丹後市が行う介護保険について必要な事項を定める。	

149	京丹後市国民健康保険条例	国民健康保険法の規定により、京丹後市が行う国民健康保険について定める。	
150	京丹後市病院事業条例	国民健康保険法の規定により、病院事業の設置について必要な事項を定める。	
151	京丹後市病院事業に係る使用料及び手数料等条例	市立病院の使用料及び手数料の徴収等について、必要な事項を定める。	
152	京丹後市国民健康保険直営診療所条例	国民健康保険法の規定により、診療所の設置について必要な事項を定める。	
153	京丹後市保健センター条例	保健センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
154	京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の規定により、廃棄物の減量、適正な処理等について定める。	
155	京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例	市内から排出されるごみを適正に処理し、生活環境を清潔に保全するため、一般廃棄物処理施設の設置について定める。	
156	京丹後市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果及び報告書等の縦覧手続き並びに利害関係者からの意見書の提出方法について定める。	
157	京丹後市墓地条例	地方自治法の規定により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する墓地の設置について定める。	
158	京丹後市火葬場条例	地方自治法の規定により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬場の設置について定める。	
159	京丹後市美しいふるさとづくり条例	市、事業者及び市民等が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進するために必要な事項を定める。	
160	京丹後市モーテル類似施設建築等の規制に関する条例	市民の生活環境の保全及び青少年の健全育成を図るため、モーテル類似施設の建築に対する規制について、必要な事項を定める。	
161	京丹後市農業委員会条例	農業委員会等に関する法律の規定により、選挙による農業委員会の委員の定数について定める。	
162	京丹後市アグリセンター大宮条例	アグリセンター大宮の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
163	京丹後市農業団地センター条例	農業団地センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
164	京丹後市農産物加工直売施設条例	農産物加工直売施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
165	京丹後市果樹園管理棟併用休憩施設条例	果樹園管理棟併用休憩施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	

166	京丹後市国営丹後土地改良事業負担金徴収条例	土地改良法の規定により、国営丹後土地改良事業に係る負担金又は特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定める。	
167	京丹後市農家用貸付住宅施設条例	主として他に適切な住居を有さない新規就農者が居住するための農家用貸付住宅について、必要な事項を定める。	
168	京丹後市林業総合センター条例	林業総合センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
169	京丹後市有林野管理条例	市有林野の維持、保全及び運用に関し必要な事項を定める。	
170	京丹後市分収造林条例	市有林野の中でその土地を管理し、使用収益の権利を有する者が管理する林野及び私有林野への造林について定める。	
171	京丹後市火入れに関する条例	森林等の火入れに関し、森林法の許可の手続き等について必要な事項を定める。	
172	京丹後市漁港管理条例	漁港漁場整備法の規定により、市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定める。	
173	京丹後市網野温泉プール条例	網野温泉プールの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
174	京丹後市商業活性化センター条例	商業活性化センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
175	京丹後市織物センター条例	織物センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
176	京丹後市地場産品販売店舗条例	地場産品販売店舗の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
177	京丹後市観光情報・コミュニティ施設条例	観光情報・コミュニティ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
178	京丹後市風蘭の館条例	風蘭の館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
179	京丹後市丹後半島森林公園条例	丹後半島森林公園の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
180	京丹後市山の家条例	山を家の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
181	京丹後市かぶと山虹の家条例	かぶと山虹を家の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
182	京丹後市浅茂川温泉静の里条例	浅茂川温泉浴場の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	

183	京丹後市宇川温泉よし野の里条例	宇川温泉よし野の里の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
184	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例	弥栄あしぎぬ温泉の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
185	京丹後市小町公園条例	小町公園の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
186	京丹後市マスターズビレッジ条例	マスターズビレッジの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
187	京丹後市てんきてんき村関連施設条例	てんきてんき村関連施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
188	京丹後市農村景観活用交流施設条例	農村景観活用交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
189	京丹後市奥山自然たいけん公園条例	奥山自然たいけん公園の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
190	京丹後市都市計画審議会条例	都市計画法の規定により審議会を設置し、都市計画に関する事項及び国土交通大臣又は京都府知事に提出する意見書等について審議する。	
191	京丹後市都市公園条例	都市公園法の規定により、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
192	京丹後市都市下水路条例	下水道法の規定により、都市下水路の設置、管理及び使用に関し定める。	
193	京丹後市離湖公園条例	離湖公園の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
194	京丹後市美しいまちづくり条例	土地開発事業等の適正化及び自然環境の保全と調和を図り、快適な生活環境を築くため、一定規模以上の開発事業等を行う際の事前協議等について定める。	
195	京丹後市住民協定景観形成条例	優れた景観形成を図る区域として、市長が認定した住民協定景観形成区域における開発行為の届出等について定める。	
196	京丹後市道路の認定及び道路工事費受益者分担金に関する条例	道路法の規定により、市道路の認定の基準及び道路工事に係る地方自治法の規定に基づく分担金について必要な事項を定める。	
197	京丹後市道路占用料徴収条例	道路法の規定により、市が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定める。	
198	京丹後市急傾斜地崩壊対策事業費分担金徴収条例	地方自治法の規定により、急傾斜地崩壊対策事業に関する分担金の徴収について必要な事項を定める。	
199	京丹後市海岸管理条例	海岸法に規定する協議に基づき、市長が管理を行う一般公共海岸区域内における占用料等の額及び徴収方法について必要な事項を定める。	

200	京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例	市における法定外公共物の管理及び使用について必要な事項を定める。	
201	京丹後市営住宅条例	公営住宅法に基づく市営住宅及び共同施設の設置並びに管理について必要な事項を定める。	
202	京丹後市特定公共賃貸住宅条例	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定める。	
203	京丹後市水道事業の設置等に関する条例	地方公営企業法の規定により、水道事業の設置等について必要な事項を定める。	
204	京丹後市水道事業審議会条例	地方自治法の規定により、水道事業審議会を設置し、市における水道事業の運営について調査及び審議する。	
205	京丹後市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	地方公営企業法の規定により、水道企業職員の給与の種類及び基準について定める。	
206	京丹後市水道工事分担金条例	地方自治法の規定により、水道工事分担金に関し必要な事項を定める。	
207	京丹後市水道事業給水条例	市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担等について必要な事項を定める。	
208	京丹後市簡易水道設置条例	水道法の規定により、簡易水道の設置及び管理等について必要な事項を定める。	
209	京丹後市飲料水供給施設設置条例	飲料水供給施設の設置、水道料金、給水装置、その他給水条件等について定める。	
210	京丹後市簡易給水施設設置条例	簡易給水施設の設置、水道料金、給水装置、その他給水条件等について定める。	
211	京丹後市公共下水道条例	下水道法その他の法令で定めるもののほか、公共下水道の管理及び使用等について必要な事項を定める。	
212	京丹後市公共下水道事業受益者分担金に関する条例	地方自治法の規定により、公共下水道事業の分担金の徴収等について必要な事項を定める。	
213	京丹後市下水道事業審議会条例	地方自治法の規定により、下水道事業審議会を設置し、市における下水道事業の運営について調査、審議する。	
214	京丹後市集落排水処理施設条例	地方自治法の規定により、農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置及び管理について定める。	
215	京丹後市集落排水事業受益者分担金に関する条例	地方自治法の規定により、集落排水事業の分担金の徴収等について必要な事項を定める。	
216	京丹後市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	消防組織法の規定により、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域について定める。	

217	京丹後市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	非常勤消防団員等に対する賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与について定める。	
218	京丹後市消防事務手数料条例	地方自治法の規定により、消防事務に関する手数料の徴収について必要な事項を定める。	
219	京丹後市火災予防条例	消防法の規定により、火を使用する設備の管理基準、危険物の取扱基準等、市における火災予防上必要な事項を定める。	
220	京丹後市消防団条例	消防組織法の規定により、消防団の設置及び非常勤消防団員の定員、給与等について必要な事項を定める。	
221	京丹後市消防団員等公務災害補償条例	消防組織法の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定める。	
222	京丹後市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法の規定により、非常勤消防団員が退職した場合に支給する退職報償金に関し、必要な事項を定める。	
223	京丹後市財産区条例	地方自治法の規定等により、財産区の設置について定める。	
224	京丹後市たちばな会館条例	たちばな会館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
225	京丹後市弥栄町都市農村交流実践施設条例	都市農村交流実践施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
226	京丹後市豪商「稲葉本家」条例	「稲葉本家」の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
227	京丹後市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例	地方自治法の規定により、京丹後市長職務執行者の給与及び旅費に関し必要な事項を定める。	
228	京丹後市野間地区有線放送施設条例	野間地区有線放送設備の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	
229	京丹後市浄化槽市町村整備推進事業の実施に伴う合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例	生活排水対策推進計画に基づく浄化槽市町村整備推進事業の実施に伴う合併処理浄化槽の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定める。	
230	京丹後市における府営土地改良事業分担金徴収条例	京都府が施行する土地改良事業に係る土地改良法の規定による分担金の徴収について、必要な事項を定める。	

資料2-1

京丹後市簡易水道設置条例(案)

平成16年4月1日

条例第 号

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、簡易水道を設置する。

(名称等)

第2条 前条の規定により設置する水道の施設名、給水区域、給水人口、給水量は、別表第1に定めるとおりとする。

(料金)

第3条 簡易水道の料金は、1月につき別表第2に定める基本料金、超過料金及びメーター使用料金の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる簡易水道の月額使用料は、800円の定額料金とする。

(1) 京丹後市久美浜町神谷簡易水道

(2) 京丹後市久美浜町奥馬地簡易水道

(3) 京丹後市久美浜町甲坂簡易水道

(4) 京丹後市久美浜町河内簡易水道

(管理等)

第4条 簡易水道の管理、給水装置、手数料その他給水条件等は、水道法(昭和32年法律第177号)その他の法令及びこの条例に定めるもののほか、京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第 号)に定めるところによる。

(経理)

第5条 簡易水道事業の経理は、京丹後市特別会計条例(平成16年京丹後市条例第 号)に定める特別会計で行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宮町水道事業給水条例（平成10年条例第5号）、網野町水道条例（昭和42年網野町条例第27号）、丹後町給水条例（平成10年丹後町条例第6号）、弥栄町給水条例（平成10年弥栄町条例第13号）又は久美浜町簡易水道等給水条例（平成10年久美浜町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(旧大宮町、旧弥栄町及び旧久美浜町地域における平成16年度から平成18年度までの各年度の使用料の特例)

- 3 平成16年度から平成18年度までの各年度に限り、合併前の大宮町の奥大野簡易水道及び五十河簡易水道並びに弥栄町の中央簡易水道和田野第2水源以外の簡易水道の月額使用料は、別表第2第1号及び第2号により算出した額に次に掲げる調整率を乗じた額(この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に同表第3号に定める額を加算した額とする。

(1) 平成16年度 0.7

(2) 平成17年度 0.8

(3) 平成18年度 0.9

- 4 平成16年度から平成18年度までの各年度に限り、第3条第2項各号に掲げる簡易水道の月額使用料は、同項の規定にかかわらず平成16年度は660円、平成17年度は700円、平成18年度は750円とする。

別表第1(第2条関係)

施設名	給水区域	給水人口(人)	給水量(m ³)
京丹後市大宮町奥大野簡易水道	京丹後市大宮町奥大野の一部区域内	1,100	460
京丹後市大宮町三重簡易水道	京丹後市大宮町三重の一部区域内	450	116.5
京丹後市大宮町森本簡易水道	京丹後市大宮町森本の一部区域内	280	118
京丹後市大宮町竹野川簡易水道	京丹後市大宮町延利、明田のそれぞれの一部区域内	420	166
京丹後市大宮町五十河簡易水道	京丹後市大宮町五十河の一部区域内	350	52.5
京丹後市大宮町常吉簡易水道	京丹後市大宮町上常吉、下常吉のそれぞれの一部区域内	600	229
京丹後市大宮町久住簡易水道	京丹後市大宮町久住の一部区域内	130	71.4
京丹後市網野町浅茂川簡易水道	京丹後市網野町網野、浅茂川のそれぞれの一部区域内	1,600	690
京丹後市網野町磯簡易水道	京丹後市網野町磯の一部区域内	170	42.5
京丹後市網野町橘簡易水道	京丹後市網野町木津、俵野、浜詰、塩江のそれぞれの一部区域内	3,050	1,906
京丹後市網野町郷簡易水道	京丹後市網野町郷、公庄、高橋のそれぞれの一部区域内	940	249
京丹後市網野町生野内簡易水道	京丹後市網野町生野内の一部区域内	170	42.5
京丹後市丹後町宇川簡易水道	京丹後市丹後町袖志、尾和、中浜、久僧、上野、平、中野、遠下、井谷、谷内のそれぞれの一部区域内	2,620	996
京丹後市丹後町此代簡易水道	京丹後市丹後町此代の一部区域内	300	45
京丹後市丹後町乗原簡易水道	京丹後市丹後町乗原の一部区域内	180	27
京丹後市丹後町竹野筆石簡易水道	京丹後市丹後町竹野、筆石のそれぞれの一部区域内	1,100	165

京丹後市丹後町豊栄簡易水道	京丹後市丹後町成願寺、徳光、是安、吉永、岩木、矢畑のそれぞれの一部区域内	1,420	696
京丹後市弥栄町外村・等楽寺簡易水道	京丹後市弥栄町溝谷、等楽寺のそれぞれの一部区域内	400	150
京丹後市弥栄町中央簡易水道	京丹後市弥栄町溝谷、堤、和田野、木橋、鳥取、井辺、黒部、小田、国久のそれぞれの一部区域内	4,900	2,864
京丹後市弥栄町芋野、吉沢簡易水道	京丹後市弥栄町芋野、吉沢のそれぞれの一部区域内	640	320
京丹後市弥栄町野間簡易水道	京丹後市弥栄町野中、須川のそれぞれの一部区域内	180	84
京丹後市弥栄町船木簡易水道	京丹後市弥栄町船木の一部区域内	130	26
京丹後市久美浜町久美浜簡易水道	京丹後市久美浜町仲町、土居、東本町、新町の区域内及び、向町、十楽、西本町、新町、栄町のそれぞれの一部区域内	3,000	1,500
京丹後市久美浜町神谷簡易水道	京丹後市久美浜町神谷の一部区域内	240	36
京丹後市久美浜町河梨簡易水道	京丹後市久美浜町河梨の一部区域内	200	30
京丹後市久美浜町奥馬地簡易水道	京丹後市久美浜町奥馬地の一部区域内	200	22
京丹後市久美浜町三谷馬地簡易水道	京丹後市久美浜町奥三谷、口三谷、口馬地のそれぞれの一部区域内	480	72
京丹後市久美浜町甲坂簡易水道	京丹後市久美浜町甲坂の一部区域内	120	18
京丹後市久美浜町海部簡易水道	京丹後市久美浜町新谷、芦原、島、橋爪、海土、谷のそれぞれの一部区域内	750	600
京丹後市久美浜町川上谷西部簡易水道	京丹後市久美浜町畑、金谷、須田、市場、出角、新庄、品田、友重、坂井、西橋、栃谷のそれぞれの一部区域内	2,100	630
京丹後市久美浜町川上谷南部簡易水道	京丹後市久美浜町布袋野、市野々のそれぞれの一部区域内	500	225
京丹後市久美浜町佐濃南部簡易水道	京丹後市久美浜町尉ヶ畑、二俣、小桑のそれぞれの一部区域内	480	240

京丹後市久美浜町佐野甲簡易水道	京丹後市久美浜町佐野甲、佐野乙のそれぞれの一部区域内	450	79
京丹後市久美浜町佐濃田村簡易水道	京丹後市久美浜町円頓寺、長野、坂谷、郷、竹藤、女布、丸山、永留、安養寺、野中、佐野丙、壺分、大井、関、三分、平田、谷のそれぞれの一部区域内	2,250	1,230
京丹後市久美浜町三原簡易水道	京丹後市久美浜町三原の一部区域内	160	40
京丹後市久美浜町神野簡易水道	京丹後市久美浜町鹿野、長柄、浦明、神崎、甲山、油池のそれぞれの一部区域内	1,580	1,296
京丹後市久美浜町河内簡易水道	京丹後市久美浜町河内の一部区域内	300	35
京丹後市久美浜町湊簡易水道	京丹後市久美浜町葛野、湊宮、大向、箱石のそれぞれの一部区域内	1,130	1,100

別表第2(第3条関係)

(1) 基本料金(月額)

基本水量	基本料金
5m ³	800円

(2) 超過料金(月額1m³につき)

水 量	超過料金
6m ³ 以上31m ³ 未満	140円
31m ³ 以上51m ³ 未満	150円
51m ³ 以上101m ³ 未満	160円
101m ³ 以上201m ³ 未満	170円
201m ³ 以上	180円
臨 時 用 (6m ³ 以上)	工事に使用する場合は 460円 6箇月以内の一時的使 用は230円

(消費税込み)

(3) メーター使用料(月額)

口 径	13mm	50円
	20mm	80円
	25mm	90円
	30mm	160円
	40mm	270円
	50mm	380円
	75mm	1,310円
	100mm	1,550円
	150mm	3,360円

(消費税込み)

協議第1号

京丹後市「市章」の選定について

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年11月12日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会長 濱岡 六右衛門

1 新市の市章のデザイン募集について

- ・ 一般公募とし、別添、「募集要綱」のとおりとする。
- ・ 募集期間は、京都府知事の廃置分合決定後から11月28日(金)までとする。(必着)

2 市章の選定方法について

- ・ 別添、「選定委員会設置要綱」により、京丹後市市章選定委員会(以下、「選定委員会」と言う。)を設置する。
- ・ 選定委員会の委員は、次のとおりとする。
- ・ 選定委員会において、市章候補作品を3点程度に絞込みを行い、その中から、合併協議会において1点を採用作品として決定する。

3 選定スケジュールについて

日 程	内 容
11月28日(金)	市章デザイン募集締め切り
12月8日(月) 午後2時	第1回市章選定委員会 開催 ・ 全作品の中から、選定委員会委員全員に採用候補作品の投票依頼(12月20日頃まで提出)
12月下旬	第2回市章選定委員会 開催 ・ 第1次選考 5作品程度
1月中旬	第3回市章選定委員会 開催 ・ 第2次選考 3作品程度
1月下旬	第16回合併協議会 開催 第2次選考のものから、出席全委員の投票により、市章を選定する。

ある程度の絞込みを行った段階で、作品の補正の必要性等について、専門家の意見を聞くこととする。

また、第1次選考の段階で、全国の自治体のマーク等との類似作品の有無のチェックをすることとする。

京丹後市「市章」デザイン募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の6町が平成15年4月1日に合併して誕生する「京丹後市」の市章を募集して、「京丹後市」のまちづくりのキャッチフレーズである「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」にふさわしい「市章」のを制定することを目的に、「市章」のデザインを募集する。

(募集する市章)

第2条 募集する市章のデザインは、次のとおりとする。

- (1) 「京丹後市」のまちづくりのキャッチフレーズである「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」にふさわしい「市章」であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含めて3色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)は不可とする。
- (4) 自作の未発表作品であること。

(募集方法)

第3条 募集方法は、公募とする。

(応募方法等)

第4条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わないものとする。
- (1) 1人の応募は、何点でも可能とする。
- (2) 締め切りは、平成15年11月28日(金)とする。(郵便等の場合は、期限までの到着分のみ有効とする。)
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき、1作品とする。なお、応募用紙でない場合は、枠外に天地を明示すること。
- (4) 応募に当たっては、「図案の趣旨」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」、「職業(学校名)」、「電話番号」を指定箇所又は作品の裏面に記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。(Eメールによる応募は受け付けません)
- (6) 応募先は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局又は各町の合併担当課とする。

(選定方法)

第5条 応募された作品は、京丹後市「市章」選定委員会で選考し、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会で最優秀作品(採用作品)1点を選定し、市章図案として採用する。

(賞金)

第6条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

- | | | |
|----------------|------|------|
| (1) 最優秀賞(採用作品) | 1点 | 30万円 |
| (2) 優秀賞 | 3点以内 | 5万円 |

(入賞発表)

第7条 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会だより、ホームページ等で公開するとともに、入賞者には、通知する。

(著作権等)

第8条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会及び京丹後市に帰属する。
- (2) 採用作品を使用するに当たり、作品を補作、修正し、又はモノクロで利用する場合がある。
- (3) 応募作品については、返却しない。

(その他)

第9条 その他、京丹後市「市章」の選定に関し必要な事項は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会が定める。

この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

「京丹後市」市章図案応募用紙

住所		男・女
(ふりがな) 氏名		(歳)
職業 (学校名)		
電話番号		

図案の趣旨

図案

--

この欄は記入しないで下さい。

作品番号

--

京丹後市「市章」選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 この要綱は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町（以下「6町」という）が平成16年4月1日に合併して誕生する京丹後市の「市章」を募集して、京丹後市のまちづくりのキャッチフレーズである「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」にふさわしい「市章」を制定するため、京丹後市「市章」選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（以下「合併協議会」という）会長の指示を受け、市章の選定について、合併協議会に報告する必要な事務を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

（委員）

第5条 委員は、次のものをもって充てる。

- （1）6町の町長の中から会長が指名する者1名
- （2）6町の議長の中から会長が指名する者1名
- （3）合併協議会に所属する各町の3号委員7名
- （4）会長が指名する意匠等に関して高度な学識経験を有する専門家若干名

（委員長及び副委員長の職務）

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成年15年 月 日から施行する。

京丹後市「市賞」選定委員会 委員名簿(案)

区 分	氏 名	備 考
京都工芸繊維大学学長	木村光佑	
京都市美術館長	上平 貢	
6町合併協議会会長 (6町長代表)	濱岡六右衛門	<網野町>
久美浜町議長 (6町議長代表)	清水 勇	<久美浜町>
6町合併協議会委員 (新市建設計画策定小委員会委員)	中山 力	<峰山町>
同 上	養父秀是	<大宮町>
同 上	沖田康彦	<網野町>
同 上	下田喜六	<丹後町>
同 上	行待佳平	<弥栄町>
同 上	奥田圭介	<久美浜町>
6町合併協議会委員 (女性委員)	植野真知子	<弥栄町>

(敬称略)